平成２８年（フ）第４６５８号
東京都狛江市岩戸北３丁目９－５－303
破産者　佐藤　　大
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４号
京都府舞鶴市字平野屋121番地
破産者　碓井電化販売株式会社
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
仙台市宮城野区幸町２丁目21番７号
破産者　株式会社中鉢屋
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目９番10号
破産者　有限会社メタルテック
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
群馬県太田市大島町1088番地
破産者　有限会社戸辺水道
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８０６号
埼玉県川口市芝中田２丁目９番６号
破産者　株式会社宝建
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６２号
さいたま市見沼区春岡３丁目53番地９
破産者　モーターエイジ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
千葉県松戸市新作134番地の５　プロムナード北松戸１－1214号
破産者　荒川高太郎
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０号
千葉県松戸市仲井町３丁目29番地の２
破産者　中里　正雄
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１２号
東京都文京区本郷４丁目１番１号　菊花ビル２階
破産者　有限会社ダイム
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１３号
千葉県柏市柏７丁目５番15－201号
破産者　山本　秀親
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４４号
千葉県我孫子市つくし野３丁目13番303号
破産者　佐々木一也
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５３号
千葉県松戸市八ケ崎５丁目36番地の13
破産者　倉持　大樹
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５５号
千葉県松戸市殿平賀318番地　ヒルズ北小金Ｂ棟201号、申立時の住所千葉県松戸市大金平１丁目33番地の２　ライオンズマンション北小金第２－107号
破産者　八重樫良一
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６４号
千葉県松戸市新松戸４丁目270番地　サンライトパストラル六番街Ｂ－105
破産者　岸本　修次
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６５号
千葉県松戸市新松戸４丁目270番地　サンライトパストラル六番街Ｂ－105
破産者　岸本　周三
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７号
千葉県東金市田間２丁目32番地５　サンライフ東金101
破産者　安東　　猛
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９９２０号
東京都千代田区外神田５丁目５番15号
破産者　株式会社池田
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９号
神奈川県伊勢原市上粕屋567、商業登記簿上の本店所在地神奈川県高座郡寒川町一之宮５丁目18番18号
破産者　有限会社日進エンジニアリング
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２０号
長野県塩尻市大字広丘高出2196番地34
破産者　有限会社メンズクラブ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２３号
長野県松本市中央１丁目10番25号３階
破産者　株式会社レーヴ
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部